

笠松町国民保護計画(原案)の概要について

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ等

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本指針」及び「県国民保護計画」を踏まえ、「町国民保護計画」に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画の目的

町国民保護計画は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、町及び関係機関の役割、住民の協力、武力攻撃事態等における住民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他町が実施する国民保護措置に必要な事項について定めることを目的とする。

(4) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画には、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

町内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

町が実施する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

町内における国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態における対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

4 町地域防災計画との関連

国民保護措置の実施に際しては、災害対策基本法第42条第1項に基づく町地域防災計画による対応方法を活用する。

5 用語の定義

第2章 国民保護措置に関する基本方針

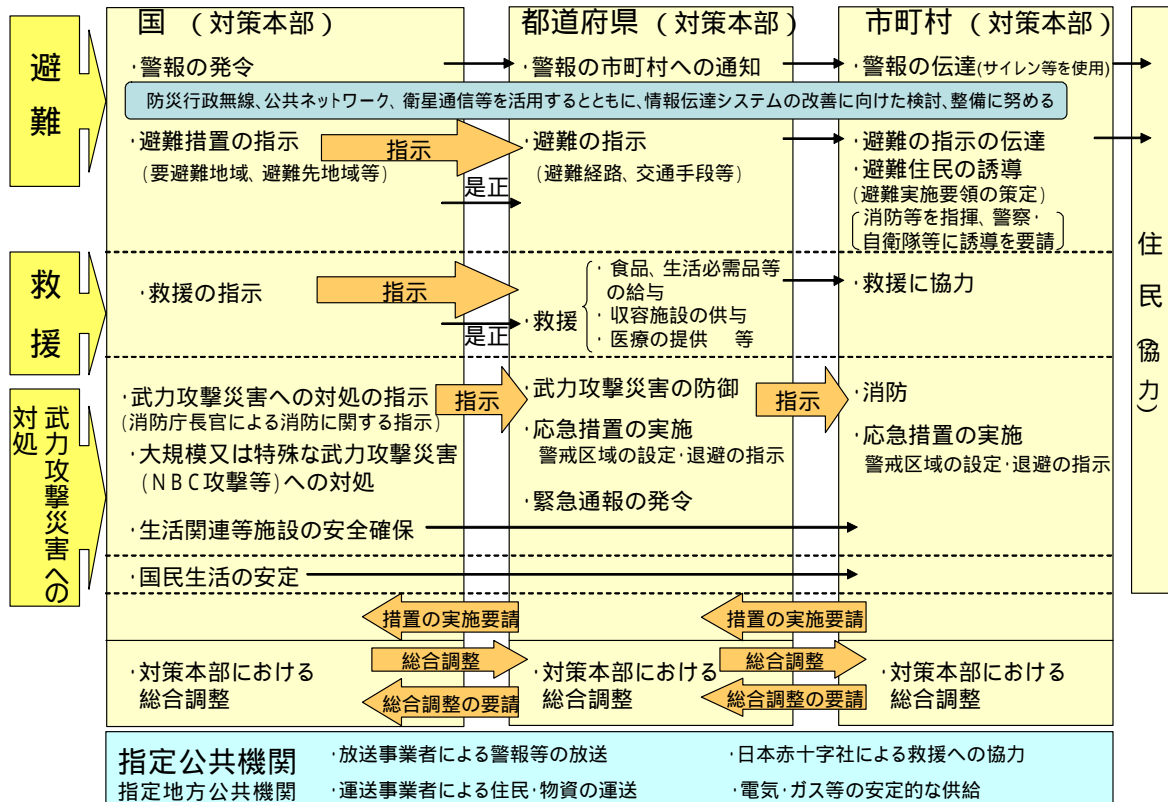
国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重など下記の事項に留意するとともに、住民が、自発的な意思に基づき、協力する気運づくりに努める。

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の事務又は業務の大綱等について定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第4章 町の地理的、社会的特徴

位置・地形

本町は、岐阜県の南西部に位置し、東は各務原市に、西は羽島市に、南は木曽川を隔てて一宮市に、北は岐阜市・岐南町に接している。また、木曽川右岸に沿って帯状に広がる濃尾平野の東端に位置している。

町の特徴

- ・本町は、木曽川を挟んで、岐阜県と愛知県との県界に位置しており、岐阜県の玄関的役割を担っている。
- ・県庁所在地の岐阜市の市街地へは約 5km、政令指定都市である名古屋市へは約 30km の近距離にあり、交通の便に恵まれ、名古屋圏への通勤・通学エリアとなっている。
- ・隣接する各務原市には、航空自衛隊岐阜基地が立地している。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（可燃性ガス貯蔵施設等）
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃（列車等の爆破）
- (2) 攻撃手段による分類
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（炭疽菌、サリン等）
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による自爆テロ等）

3 本町において特に留意すべき事項

現在の情勢下では、我が国に対する着上陸攻撃やそれと連携した航空攻撃の可能性は低いと考えられているなか、本町の地理的条件や社会的特性を踏まえると、弾道ミサイルによる攻撃、あるいはテロ攻撃といった事態が想定されることになる。

本町の場合、前述したとおり、特に

岐阜県と愛知県との県界に位置しており、岐阜県の玄関的役割を担っている。

交通の便に恵まれ、名古屋圏への通勤・通学エリアとなっている。

隣接する各務原市には、航空自衛隊岐阜基地が立地している。

といった特性に配慮した対応が必要となる。

また、名古屋市や岐阜市において、武力攻撃災害が発生した場合には、本町にも影響が及ぶことが考えられるため、名古屋市や岐阜市が攻撃を受けた場合の対応策についても十分に検討していく必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

1 町における組織・体制の整備

(1) 町の各部課における平素の業務

町は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

(2) 町の初動体制

町は、防災に関する体制を活用し、24時間即応体制をとるとともに、事態の状況に応じた職員の参集基準による初動体制をとる。

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集体制
事態認定後	県内の本町以外の市町村が対策本部設置通知を受けた場合	町警戒本部体制
	本町が対策本部設置通知を受けた場合	町対策本部体制

【職員参集基準】

体制	参集基準
情報収集体制	国民保護担当職員及び関係課の指定された職員
町警戒本部体制	国民保護担当課職員及び関係課職員
町対策本部体制	全ての職員

(3) 消防機関の体制

消防本部及び消防署における体制

消防本部等は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部等における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴

訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、担当課を定める。

2 関係機関との連携体制の整備

町は、防災のための連携体制を活用し、国、県、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携を図る。

また、町は、自主防災組織や日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図る。

3 通信の確保

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

5 研修及び訓練

(1) 研修

町は、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用するほか、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して多様な方法により研修を行う。

(2) 訓練

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図るとともに、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、参加が容易になるよう、開催時期や場所等に配慮する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

武力攻撃災害における避難は、武力攻撃事態等の態様や時間的余裕の有無により、一般の災害における避難とは異なる特徴がある。また、町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整備する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、県その他関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

第3章 物資及び資材の備蓄・整備

1 基本的考え方

国民保護措置のために必要な物資や資材の備蓄は、防災のための物資や資材の備蓄と相互に兼ねるとともに、国民保護措置のために特別に必要な物資及び資材の備蓄・整備は、国及び県との連携のもとで対応する。

2 国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備

町は、防災のために備蓄している物資や資材を活用できるよう、品目、備蓄量、備蓄先、供給要請先等を確実に把握しておくとともに、武力攻撃事態等において必要となる物資や資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

3 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

町は、国民保護措置の実施に活用できるよう、その管理する施設及び設備について、

整備・点検し、その機能の確保に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法・内容

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、消防団及び自主防災組織の特性を活かし、あるいは学習の場を活用するなど防災に関する啓発と連携し、地域住民への国民保護措置に関する啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立

1 初動体制

町は、初動体制の迅速な確立と初動措置の万全を期すため、事態の推移に応じ、

情報収集体制 ~ 国外での重大テロの発生や国際情勢の緊迫等により、国や県が情報収集体制や警戒体制を強化するなどの措置を講ずる事態に至った場合で、町長が本町としても情報収集体制を強化する必要があると認めるときなど

警戒体制 ~ 国による武力攻撃事態等の事態認定がされ、県内の本町村以外の市町村が対策本部を設置すべき指定の通知を受けたときなど

をとるものとし、警戒体制については町警戒本部を設置し、その旨を県に連絡する。

2 町対策本部への移行

(1) 国から町対策本部を設置すべき通知があった場合

町警戒本部を設置した後に、本町に対し、町対策本部を設置すべき通知があった場合は、直ちに町対策本部に移行する。

(2) 町地域防災計画に従い対応を行っていた場合

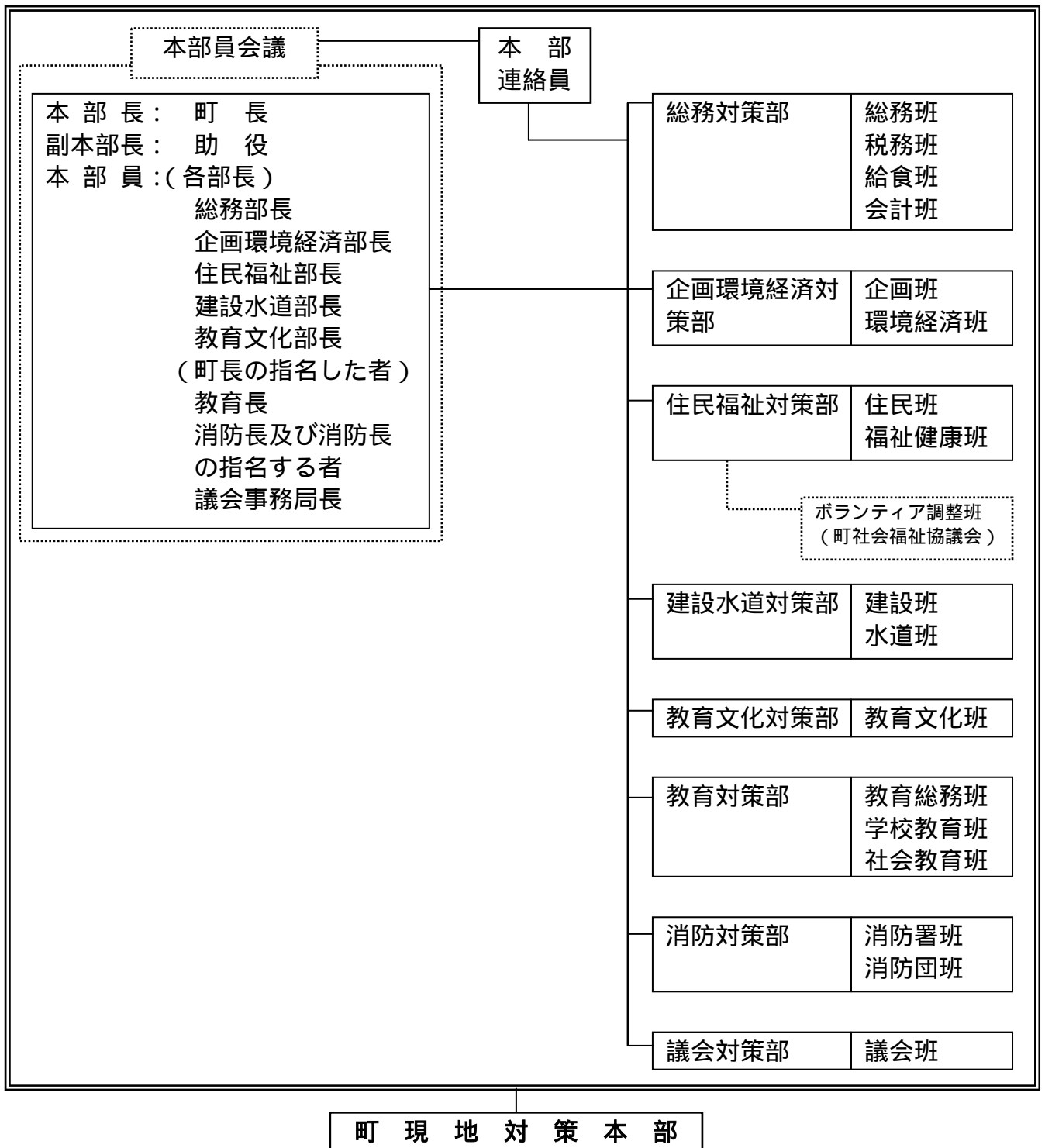
町地域防災計画に従い災害対策本部が設置された場合において、その後、国による武力攻撃事態等の認定が行われ、本町に対し、町対策本部を設置すべき通知があった場合は、直ちに町対策本部に移行する。

第2章 町対策本部の設置等

1 町対策本部

町長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を經由して、町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受けた場合又はその解除の通知を受けた場合は、町対策本部を設置又は廃止する。

【町対策本部の組織構成】



第3章 関係機関相互の連携

1 国・県対策本部との連携

町は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

また、国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。

2 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県への措置要請

(2) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、県及び他の市町村長等に対して応援を求める。

町は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合は、公示するとともに、県に届け出る。また、市町村長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

町は、自主防災組織やボランティア団体に対する支援を行う。

8 住民への協力要請

町は、国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

なお、住民に対する協力の要請に当たっては、住民の意思を尊重するとともに、安

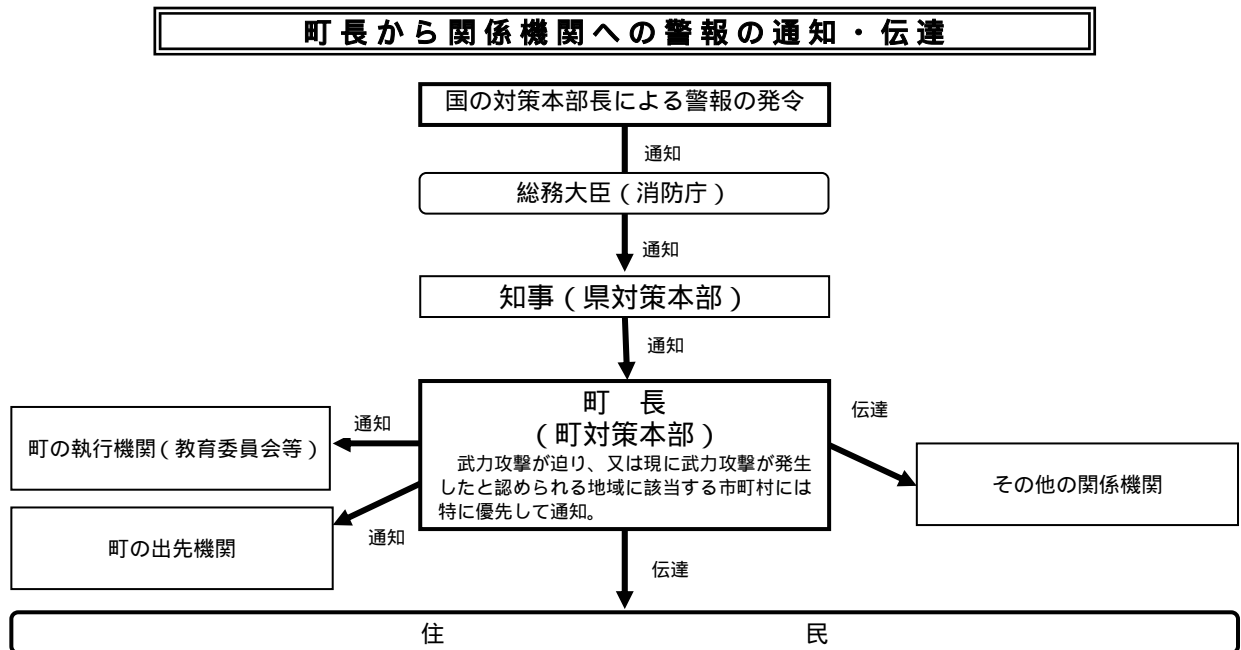
全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

1 警報の伝達等

町長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、順位）により、直ちに、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。



町長は、ホームページ（<http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>）に警報の内容を掲載
警報の伝達に当たっては、防災行政無線を活用することなどにより行う。

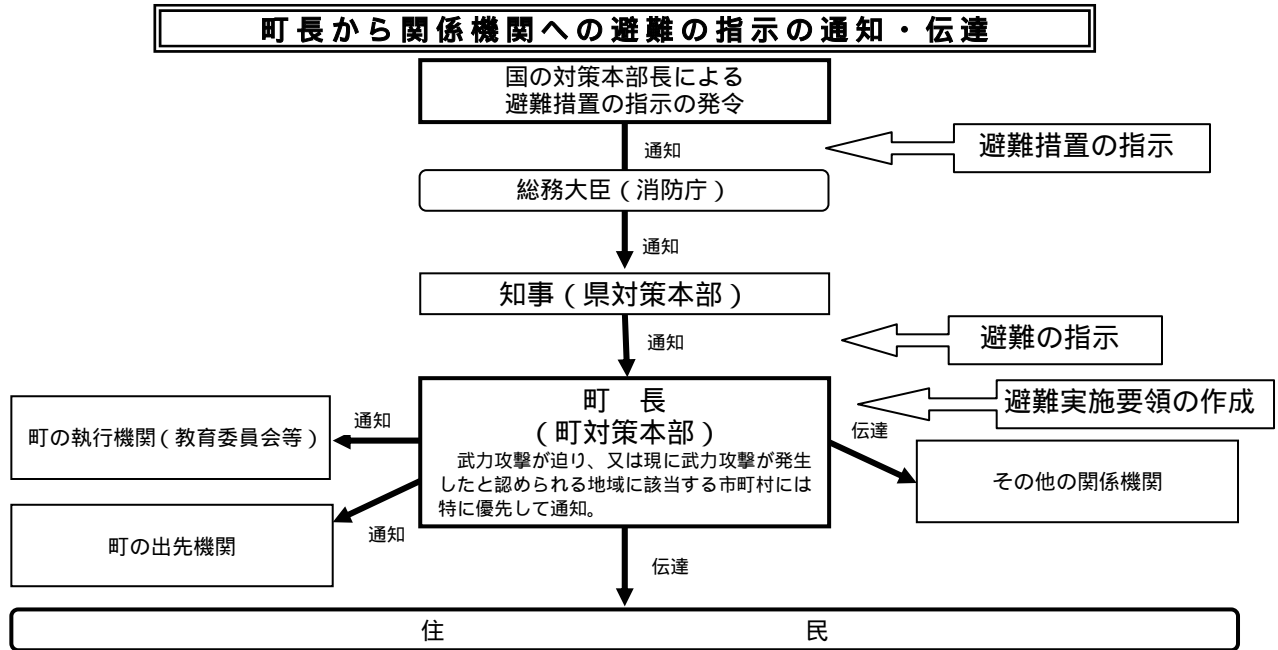
警報の伝達方法については、当面の間は、現在、町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に町が含まれる場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

2 避難住民の誘導等

町長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

また、町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県その他の関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成する避難マニュアル及び県の作成する避難行動指針を参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

【避難実施要領に定める事項】

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町職員並びに羽島郡広域連合消防本部消防長（以下「消防長」という。）及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

第5章 救援

1 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

【救援の内容】

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与、炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供及び助産、被災者の捜索及び救出、埋葬及び火葬、電話その他の通信設備の提供、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、学用品の給与、死体の捜索及び処理、武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 関係機関との連携

県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

3 救援の内容

町長は、事務の委任を受けた場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃（NBCを用いた攻撃）の場合には、特殊な医療活動を実施する必要があるので、県と連携した対応に留意する。

5 既存民間防災組織との連携

町は、武力攻撃災害の場合であっても、一般災害の場合と同様に、民間防災組織の活動に期待するところが大きいことから、地域防災協働隊の仕組みを活用するなど、自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

6 救援に従事する者の安全確保

町は、救援に当たる者に対し、それぞれの業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供することなどにより、その安全の確保に十分配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

町長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察その他関係機関への照会等により安否情報の収集を行う。

2 県に対する報告

町長は、知事に対し、適時に、安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、必要事

項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

(2) 安否情報の回答

安否情報の回答は、不当な目的に使用されるおそれがないことを確認の上、避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。本人の同意又は公益上特に必要があるときは、これに加えて必要と考えられる安否情報項目を回答する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

4 日本赤十字社に対する協力

町長は、日本赤十字社岐阜県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、本町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防本部又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保

生活関連等施設の状況の把握

消防機関による支援

町が管理する施設の安全の確保

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

危険物質等に関する措置命令

警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害は、原災法に基づく措置、あるいは国による高度な専門的、技術的措置が必要であり、通常の武力攻撃災害とは異なる特殊性を有している。

(1) 武力攻撃原子力災害への対処

事業所外運搬中の核燃料物質等又は県外原子力事業所で武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、措置を講ずる。

(2) NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

3 応急措置等

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

(2) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(3) 応急公用負担等

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとする場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用・収用を行うことができる。

(4) 消防に関する措置等（国民保護法第117条～第120条関係）

町が行う措置

消防機関の活動

消防相互応援協定等に基づく応援要請

緊急消防援助隊等の応援要請

消防の応援の受入れ体制の確立

消防の相互応援に関する出動

医療機関との連携

安全の確保

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集

町は、関係機関と連携して、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

2 被災情報の報告

- (1) 町は、被災情報の第一報については、県及び消防庁に報告する。
- (2) 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、県に対し報告する。

3 被災情報の提供

町は、国民に対する情報提供に当たっては、広報担当者を置くなどにより、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、正確かつ積極的な情報提供に努める

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

町は、避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 保健衛生対策
- (2) 防疫対策
- (3) 食品衛生確保対策
- (4) 飲料水衛生確保対策
- (5) 栄養指導対策

2 廃棄物の処理

町は、環境大臣が指定する特例地域においては、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせる。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

- (1) 被災児童生徒等に対する教育
- (2) 公的徴収金の減免等

3 生活基盤等の確保

- (1) 水の安定的な供給
- (2) 公共的施設の適切な管理

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び水防管理者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書の適切な交付及び管理を行う。

1 特殊標章等

2 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

3 特殊標章等に係る普及啓発

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

- (1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等
- (2) 通信機器の応急の復旧
- (3) 県に対する支援要請

2 公共的施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設、道路について、速やかに、被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国における所要の法制の整備等

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国への負担金の請求

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国に対し負担金の請求を行う。

住民の避難に関する措置に要する費用
避難住民等の救援に関する措置に要する費用
武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てんに要する費用

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失の補償を行う。

(2) 損害補償

町は、町による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのために死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、県に対して損失の請求を行う。

第5編 緊急対処事態における対処

1 緊急対処事態

町は、緊急対処事態は、町緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

